

契約入所 重要事項説明書 (養護老人ホーム 母来寮)

あなたに対する各種支援・サービスの提供開始に当たり、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業所

施設経営者	社会福祉法人 鳥取県厚生事業団
法人所在地	鳥取市伏野2259-43
法人種別	社会福祉法人
代表者名	中山 貴雄
電話番号	0857-59-6033

2 ご利用施設

施設の名称	養護老人ホーム 母来寮
施設の所在地	東伯郡湯梨浜町上浅津70-1
施設長名	圓山 智則
電話	0858-35-2019
FAX番号	0858-35-2023
事業の種類	契約入所
事業の目的	契約利用者が心身ともに充実した明るい生活を送ることができ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。
開設年月日	平成20年4月1日
利用定員	124名（うち、契約入所の定員は20%までの24名までとする）

3 施設の概要

	敷 地	19,273.33㎡
建 物	構 造	鉄筋コンクリート一部2階建（耐火建築）
	養護老人ホーム	124名

(1) 居室（養護老人ホーム共有）

居室の種類	室 数	床 面 積	1人当たりの面積
1人部屋	84	1,166.30	13.88 84部屋
2人部屋	22	396.00	9.00 22部屋

※契約入所の提供に支障があると認めるときは、管理者は、契約利用者の同意を得て居室移動させることができるものとします。

(2) 主な設備（養護老人ホーム共有）

設備	室数	床面積 (㎡)	設備	室数	床面積 (㎡)
静養室	1	34.650	ケアセンター	2	41.625
食堂	1	195.000	地域交流室	1	175.500
浴室	2	80.000	集会室	1	46.000
洗面所	—	—	面会室	1	12.375
便所	14	275.595	汚物処理室	—	—
医務室	1	35.100	洗濯室	1	25.000
調理室	1	162.500	仏間	1	30.000
事務室	1	45.000	倉庫	2	27.900
宿直室	2	42.500	その他	—	1,888.365

4 職員体制（主たる職員）

職種	人員	勤務形態	備考
施設長	1名	常勤	
医師	1名	嘱託医・非常勤	
主任生活相談員	2名	常勤	
生活相談員	2名	常勤	
支援員	4名以上	常勤換算	内1名は主任支援員
看護職員	2名以上	常勤	
栄養士	1名	常勤	
事務員	2名以上	常勤	
調理員	4名以上	内4名は常勤	

5 職員の体制

従業者の職種	勤務体制
施設長	8:30~17:15
医師	14:00~16:00 週1回勤務
主任生活相談員	8:30~17:15
生活相談員	9:00~17:45
介護職員	早番 6:45~15:30 日勤 8:30~17:15 9:00~17:45 遅番 11:45~20:30 夜勤 16:30~(翌日)9:30
看護職員	8:30~17:15 9:00~17:45
栄養士	8:30~17:15
事務員	8:30~17:15
調理員	早番 5:45~14:30 中番 8:45~17:30 遅番 9:45~18:30

6 サービスの概要

(1) 基本サービス

種 類	内 容
食 事	<p>朝食 7:00～ 8:00</p> <p>昼食 12:00～13:00</p> <p>夕食 17:00～18:00</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事は契約利用者の病態、摂取状況等に合わせて献立を作成します。 ・医師の指示による食事の提供を行うことがあります。 ・契約利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をしていただくことを原則としています。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて週2回以上の入浴または清拭を行います。 ・特定施設サービス計画に沿って入浴介助を行います。
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄の自立を促すため、契約利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
その他の介護	<ul style="list-style-type: none"> ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
機 能 訓 練	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員により、契約利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。
健 康 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医師により、定期的に診察日を設けて健康管理に努めます。 ・緊急等必要な場合には、主治医あるいは協力病院等に責任をもって引き継ぎます。 ・契約利用者が外部の医療機関に通院し、介添えが必要な場合は原則としてご家族に実施していただきます。(介添えが必要な場合はご相談ください。)

(2) その他のサービス

種 類	内 容
理 美 容	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月施設内での理美容の機会を設けておりますので、ご希望の方はお申し出ください。ただし、実費負担となります。
所持品の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち込みできるお荷物は、原則、居室の収納スペースとなります。なお、貴重品については施設の金庫にお預かりすることもできます。
レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて契約利用者の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもあります。
ショッピング	<ul style="list-style-type: none"> ・週に1回嗜好品の販売を行っております。 ・希望の方には買い物代行や月に1回程度の買い物外出を行っております。

7 利用料金

(1) 料金表

基本料金（一日あたり）			
居室費	事務費	食費	計
655円	200円	1,445円	2,300円

※冬季（11月～3月）の間、暖房費として月額2,283円を加算します。

※入院・外泊等により食事が不要な場合は、前日15時までに申し出られた場合には、食費は徴収しません。ただし、入院中等の期間も居室費・事務費は生じます。

※おむつ代金は、自己負担です。

※別途、介護度に応じた介護サービス利用料が生じます。

※退所時には、居室の原状回復費用を請求する場合があります。

(2) 支払方法

毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、翌月末日までにお支払い下さい。

お支払いいただきますと、領収書を発行します。

支払い方法は、通帳引き落とし、現金払いの2通りの中から契約の際に選べます。

8 サービス提供における施設の義務

(1) 契約利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。また施設の責により事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(2) サービス提供について、必要に応じてわかりやすく説明します。

(3) 契約利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止の前提として、心身の状況に応じた特定施設サービス計画に基づく処遇を妥当適切に行い、常にその見直しを行います。

(4) 契約利用者の体調や健康状態に応じて必要な場合には、医師、看護師と連携し、契約利用者からの聴取、確認をします。

(5) 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、契約利用者に対して、定期的に防災訓練を行います。

(6) 提供したサービスに関する記録を作成し、利用終了後5年間保管するとともに、契約利用者又はその家族等の請求に応じ、閲覧物又は複写物を交付します。

(7) サービスを提供するにあたって知り得た契約利用者又は家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏らしません。ただし緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約利用者の心身等の状況を提供させていただきます。

9 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当施設	窓口担当者：次長兼生活相談主幹 西川 葉子 ご利用時間：月～金曜日 午前9時～午後5時 ご利用方法・電話（0858）35-2019 ・直接のご相談は面会室でお伺いします。 ・御意見箱への投書
-----	---

当施設 第三者委員	苦情処理第三者委員 氏名 河本 昭敏 電話番号 (0858) 35-2246 氏名 美船 智代 電話番号 (0858) 35-4048 公平中立の立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。
法人	鳥取県厚生事業団苦情処理委員会 ご利用時間：月～金曜日 午前9時～午後5時 ご利用方法・電話 (0857) 59-6033

- ※ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。
- 県庁 長寿社会課 介護保険担当 (0857) 26-7176
- 鳥取県社会福祉協議会 運営適正化委員会 (0857) 27-6335
- 鳥取県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 (0857) 20-2100

10 協力医療機関等

協力医療機関

名称	医療法人清和会 垣田病院
所在地	鳥取県倉吉市上井302-1
電話番号	0858-26-5211
診療科	内科

協力歯科医療機関

名称	特定医療法人仁厚会 藤井政雄記念病院
所在地	鳥取県倉吉市山根43-1
電話番号	0858-26-2111

11 代理人及び身元引受人兼連帯保証人

契約利用者の代理人及び身元引受人兼連帯保証人を定めてください。ただし、社会通念上、代理人及び身元引受人兼連帯保証人を立てることが出来ない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。

2 身元引受人兼連帯保証人は、本契約に基づく契約利用者の一切の責務について、契約利用者と連携して履行の責任を負っていただきます。また、次の責任を負っていただきます。

ア 契約利用者が疾病等により医療機関に入院する場合は、円滑な入院手続きができるように施設に協力していただきます。

イ 契約の終了時の契約利用者の適切な受け入れ先について、施設と連携し、その確保に努めていただきます。

ウ 契約利用者が亡くなられた場合のご遺体の引取り及び遺留金品の処理その他必要な措置を行っていただきます。

1.2 非常災害時の対応

非常時の対応	・別途定める「養護老人ホーム母来寮消防計画」にのっとり対応を行います。
近隣との協力関係	・地元自治会とは防災時の相互協力を申し合わせています。 ・湯梨浜消防署とは非常通報ホットラインが通じています。 ・鳥取県厚生事業団関係施設と相互応援体制をとっています。
平常時の訓練等 防災設備	・別途定める消防計画にのっとり避難訓練を、契約利用者の方も参加して実施しています。 ・消防法に定める設備基準はすべて満たしています。
消防計画等	消防署への提出 防火管理者：

1.3 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、家族等、契約利用者に係る関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし施設の責に帰するべからざる事由による場合はこの限りではありません。

1.4 安否確認の方法と手順

サービスの提供時に安否確認が必要な事態が発生した場合には、「母来寮無届外出搜索対策要綱」に則り、必要な措置を講じます。

1.5 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	・来訪者は、面会票にご記入してください。 ・生ものの持ち込みはなるべくご遠慮下さい。 ・面会時間は17時00分頃までにしてください。
外出・外泊	・外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。
医療機関への受診	・契約利用者が、医療機関を希望され、通院する場合は、その介添えについて出来るだけ配慮します。
居室・設備・器具の利用	・施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	・喫煙は決められた場所以外ではお断りします。 ・飲酒の際に他者の迷惑になるような行為はご遠慮ください。
迷惑行為等	・暴力・騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室に入らないようにしてください。
所持金の管理	・依頼があれば、当寮の「預り金管理規定」に基づいて管理させていただきます。
現金等の管理	・基本的には、現金は本人管理とさせていただきます。小口現金として預かりもいたします。
動物飼育	・施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

当施設の契約入所にかかるサービス提供の開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

【施設】

所在地 鳥取県東伯郡湯梨浜町上浅津70-1

事業者 社会福祉法人鳥取県厚生事業団

養護老人ホーム 母来寮

管理者 寮長 圓山 智則 印

説明者 (職名 氏名)

私は、本書面に基づいて施設から重要事項の説明を受け、養護老人ホーム母来寮への契約入所及びサービス提供開始に同意しました。

【契約利用者】

住 所

氏 名 印

代筆者 印
(契約利用者との続柄)

【代理人】

住 所

氏 名 印

(契約利用者との続柄)

【身元引受人及び連帯保証人】第一位

住 所

氏 名 印

(契約利用者との続柄)

【身元引受人及び連帯保証人】第二位

住 所

氏 名 印

(契約利用者との続柄)